

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 5 年度 第 1 回 滋賀県一般機械器具製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 9 月 26 日 (火) 9 時 24 分 ~ 11 時 33 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 (定数 3 人) 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 (定数 3 人) 川口剛史 西田保夫 水野 透 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・労使各側委員の主張概要</p> <p>&lt;労働者側代表の主張&gt;</p> <p>現在 JAM 傘下の労働組合のうち、100 人未満の労組が約 6 割であり、特定(産業別)最低賃金は、基幹労働者の賃金のダンピングを防ぐ役割を担っている。</p> <p>原材料・エネルギー価格の高騰を理由に賃上げを抑制すべきではない。この審議会では労働組合のない事業所の労働者の賃金を上げることも担っている。</p> <p>非正規労働者は正社員と同様の作業を行っており、差がない。責任の違いはあるものの、作業内容に違いはない。正規、非正規を問わず、賃金の引き上げを行っていききたい。</p> <p>労働組合としても、価格転嫁ができていない状況は把握している。物価上昇が大きく、実質賃金が上がっていない。</p> <p>単純な作業はロボットが行い、人は高度な作業を求められており、それに見合った賃金の引き上げが必要。</p> <p>連合の今春闘の有期・短時間労働者の引き上げ額、申出した組合のうち JAM 加盟の一般機械器具製造業の賃金引き上げ額の加重平均を参考に引き上げを提示する。</p> <p>&lt;使用者側代表の主張&gt;</p> <p>地賃の引き上げ額は、今年度 967 円と過去最高の 40 円 (4.31%) の引き上げ。</p> <p>平成 28 年から令和 5 年の 8 年間で 203 円と大幅な引き上げとなっている。平成 27 年比で 26.6%の引き上げで、特賃との差が急激に縮小している。</p>

特定の産業に特化した仕事ではなく、複合した仕事となっており、産業で区別することが難しい。

地賃の大幅な引き上げにより、特賃の一定の役割を終える時期にきている。

地賃に引っ張られることなく、従来の考え方を踏襲し、真摯に議論していきたい。

滋賀県の景況調査結果によると、令和5年の第1四半期の業況DIは1.7、令和4年が7.4、令和3年が27.9、令和2年が69.6とマイナスは続いているものの、改善はしてきている。大企業は28.6で中小企業は3.9で、大企業の改善が大きな要因となっており、中小企業は厳しい状況にある。

エネルギーや原材料の高騰の悪影響があると約95%が回答している。

販売価格への転嫁は、1~19%が最も多く、価格転嫁ができていない理由として、競合他社との価格競争のためとしている事業所が約半数である。

以上から、「賃金改定状況調査第4表」Bランクの賃金上昇率を基に算出した金額を提示した。

- ・本日は労使の意見の隔たりがうまらず、この日の審議は終了した。
- ・次回は、専門部会（第2回） 令和5年10月11日(水) 9:30~